

岩手県公認 VTuber「岩手さちこ」利用の手引き (利用上の遵守事項)

岩手県 令和5年9月

岩手県公認 VTuber「岩手さちこ」は、様々な方の協力をいただき活動しています。

利用の際は、本利用の手引きを遵守していただきますようお願いいたします。

許諾された利用内容のみに利用すること。

定められた色、形状、配色等を正しく利用すること。

原則として、岩手さちこに近接して「岩手県公認VTuber「岩手さちこ」」又は「岩手さちこ（岩手県公認VTuber）」と表記すること。



岩手県公認 VTuber「岩手さちこ」



比率の変更



配色の変更



岩手さちこのイメージを損なう展開又は応用使用はしないこと。



県の承諾ない加工や吹き出しの追加



顔、頭部での切り取り



低解像度での使用
(提供ファイルを使用してください)



複数枚に渡る印刷



岩手さちこの利用許諾物件は、県が食品、製造原料及びいかなる商品の安全性や製品の質などを保証するものではないことを承知し、岩手さちこの利用許諾物件に関し、苦情が生じた場合は、利用者の責務において必要な措置を講ずること。

※「岩手さちこ」と商品名を直接結び付けた商品名を付けることは出来ません。ただし、商品の特徴（柄、形等の客観的な事柄に限る）の説明やパッケージに「岩手さちこ」を利用していることを表示することは可能です。



本県の魅力発信や
県の対外的売込み活動に寄与すると認めるときは
商品への使用可

岩手さちこのそば

岩手のそば (岩手さちこパッケージ)



岩手県公認 VTuber「岩手さちこ」



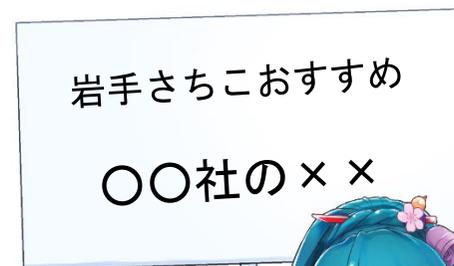
「岩手さちこ」と商品名を
直接結び付けた商品名を付けること

岩手さちこそば

岩手さちこせんべい



特定の企業、団体及び商品等を推奨、
公認しているかのような利用



利用申請の際は、当該利用に係る物件の完成見本や完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。

(利用申請の確認には、十分な時間を確保してください)

なお、新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に利用する場合及び岩手県が特に申請を要しないと認めた場合は申請不要です。

